フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業実施要綱

（制定）令和７年４月 24 日付７環改計第 34 号
（改正）令和７年６月 19 日付７環改計第 109 号
（改正）令和８年６月１日付８環改計 20 号

第１　要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が実施する、フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第２　本事業の概要

都は、冷凍冷蔵機器等の使用時の漏えい等により排出されるフロン類（ＣＦＣ、ＨＣＦＣ及びＨＦＣをいう。以下同じ。）の削減及び脱炭素化の推進のため、東京都内（以下「都内」という。）の事業所等において、業務用冷凍空調機器等におけるフロンの漏えい等の異常を早期に検知することができる遠隔監視技術を新たに導入する者に対して、その遠隔監視技術の導入に要する経費の一部を助成し、遠隔監視技術の活用促進を図る。

第３　用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

１　遠隔監視技術　冷媒漏えい又は冷媒漏えいの疑いがある場合に、業務用冷凍空調機器の管理者に冷媒漏えい又は冷媒漏えいの疑いがあることを直ちに通知するために計測、診断及び通知を行うことが可能なシステム

２　業務用冷凍空調機器　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」という。）の第一種特定製品に分類されている機器

３　大企業　第４　１（１）イからコまでに掲げる者を除く法人をいう。

４　中小企業者　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第３条第１項に規定する中小企業団体、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第３条に規定する中小企業等協働組合及び個人事業主をいう。

５　サービス契約　遠隔監視技術のサービスを提供する者と当該サービスを受領する者の間で合意した遠隔監視技術のサービスに関する契約をいう。

６　サービス事業者　サービス契約に基づき、利用者に対してサービスの提供を行う者をいう。

７　サービス利用者　サービス契約に基づき、事業者からサービスを受領する者をいう。

８　輸送用機械式冷凍ユニット　貨物自動車に搭載され、輸送中の貨物の温度を一定に保持するために用いられる機械式の冷凍又は冷蔵装置であって、フロン排出抑制法に規定する第一種特定製品に該当するものをいう。

９　リース契約　遠隔監視技術の導入に必要な機器の貸主が、当該機器の借主に対し、当事者間で合意

した期間にわたり当該機器を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した期間にわたり当該機器の使用料を貸主に支払う契約をいう。

10　リース事業者　リース契約に基づき、遠隔監視技術の導入に必要な機器の賃貸又は販売を行う者をいう。

11　リース使用者　リース契約に基づき、遠隔監視技術の導入に必要な機器の賃借又は購入して、当該機器を使用する者をいう。

第４　本事業の内容

都は、次のとおり遠隔監視技術の導入に要する費用の一部を助成する。

１　助成対象事業者

本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、第４　２に掲げる本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）を実施する者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）都内に事業所を所有し、又は都内の事業所を使用する者であって、次に掲げるいずれかに該当する者であること。

ア　大企業

イ　中小企業者

ウ　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

エ　国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ　一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

カ　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

キ　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

ク　特別の法律により設立される法人、特別の法律により設立される民間法人又は協同組合等

ケ　特殊法人

コ　上記イからケまでに準ずる者として公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が適当と認める者

（２）次に掲げるいずれかに該当する者であること。

ア　第４　３に掲げる本助成金の交付対象となる遠隔監視技術（以下「助成対象技術」という。）を導入する者

イ　アに掲げる者と助成対象技術に係るリース契約を締結したリース事業者

（３）前２号の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者としない。

ア　暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定するものをいう。以下同じ。）

イ　暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ　法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

エ　法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者

オ　税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者、都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられた者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

2　助成対象事業

助成対象事業は、助成対象技術を新たに導入し、１年以上継続して運用する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）空調機器に助成対象技術を導入する事業にあっては、都内で所有し、又は使用する事業所において導入するものであり、輸送用機械式冷凍ユニットに助成対象技術を導入する事業にあっては、都内において貨物の荷積み又は荷下ろしを行うものであること。

（２）サービス利用者が、助成対象技術の導入後に、都が実施する遠隔監視技術の普及促進に資するためのアンケート及び現地調査に協力できること。

（３）第４　１（１）アに掲げる者にあっては、公式ウェブサイト、統合報告書等において、フロン対策に関する目標や取組を記載し、周知すること。

3　助成対象技術

助成対象技術は、次に掲げる要件を全て満たす遠隔監視技術とする。

（１）一般社団法人日本冷凍空調工業会が作成する、業務用冷凍空調機器の常時監視によるフロン類の漏えい検知システムガイドライン（以下「ＪＲＡ－ＧＬ17」という。）に対応する技術であって、公社が本事業の対象として認めた技術であること。

（２）冷凍空調機器のうち、ノンフロン機器（フロン類ではない自然冷媒（アンモニア、二酸化炭素、空気、水、炭化水素等を冷媒とするものをいう。）を使用した機器）が実用化されていない機器に対して導入される技術であること。

（３）過去にＪＲＡ－ＧＬ17 に対応する遠隔監視技術を導入した実績がない機器に対して、新たに導入される技術であること。

4　助成対象経費

本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。この場合において、助成対象技術の導入に関連して一体的に提供される経費であって、その内容及び必要性を個別に勘案し、助成対象経費として認めることが適当と判断されるものについては、助成対象経費に含めることができる。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額並びに別に定める経費を除く。

（１）機器費　助成対象技術の導入に必要なＩｏＴ機器の購入に要する費用をいう。

（２）工事費　ＩｏＴ機器を冷凍空調機器に取り付けるための工事に係る材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費をいう。

（３）通信費　冷凍空調機器に取り付けたＩｏＴ機器から運転データ等を記録し、漏えい等の異常を診断、検知するための監視センターと通信を行うための費用をいう。ただし、助成対象技術を新規に導入し、当該経費に係る通信を開始した日から１年を経過する日までの費用に限る。

（４）サービス利用費　監視センターにおいて収集した運転データ等から、冷媒の漏えい等の異常を診断、検知し、当該機器の管理者等に対して通知をするための費用等をいう。ただし、助成対象技術を新規に導入し、当該経費に係るサービスを開始した日から１年を経過する日までの費用に限る。

５　助成金額

（１）第４　２に規定する助成対象事業に対する助成金額は、次に掲げる助成対象事業者の種別（助成対象事業者がリース事業者である場合にあっては、リース使用者の種別）に応じて、一の助成対象事業につき次に掲げる金額とする。

ア　第４　１（１）アに掲げる者　助成対象経費に２分の１を乗じて得た額。ただし、１事業所当たり 50 万円を上限とする。

イ　第４　１（１）イからコまでに掲げる者　助成対象経費に３分の２を乗じて得た額。ただし、１事業所当たり 67 万円を上限とする。

（２）助成対象事業に国その他の団体からの助成金や補助等の経費の支援（以下「当該助成金等」という。）を受ける場合は、本助成金の交付額から当該助成金等の額を控除するものとする。

（３）助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第５　本事業の実施体制

１　都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

２　都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

（１）　公社が助成対象事業者に対して本助成金を交付するために造成する基金へ出えんを行う。

（２）前号に掲げるもののほか、公社が本事業の実施に必要な業務に係る経費として別に定める経費を助成する。

（３）　前２号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務を実施する。

３　都は、公社に対し、前項（１）による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第６　予算措置

都は、次の各項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の助成を行う。

１　公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。

２　公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとすること。

第７　本事業の実施期間

本事業の実施期間は次の各項のとおりとする。

１　助成金の交付申請の募集期間は、令和９年度末までとする。

２　助成金の交付期間は、令和７年度から令和 10 年度までとする。

第８　その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、別に定

める。

附　則（令和７年４月 24 日付７環改計第 34 号）

この要綱は、令和７年４月 24 日から施行し、同月１日に遡及して適用する。

附　則（令和７年６月 19 日付７環改計第 109 号）

この要綱は、令和７年６月 19 日から施行する。

附　則（令和８年６月１日付８環改計第 20 号）

この要綱は、令和８年６月１日から施行し、４月１日に遡及して適用する。